

— 埼玉県生活環境保全条例に基づく —

特定化学物質取扱量報告書  
記入要領

埼玉県 環境部

(令和6年1月)

## 目 次

### < 本編 >

I	制度の概要	
1	報告の対象となる事業者	p.1
2	報告の内容	p.1～p.2
3	報告書等提出先	p.2～p.3
II	報告書記入要領	p.4～p.7
III	別紙記入要領	p.8～p.10
IV	よくある質問	
	【報告全般について】	p.11～p.12
	【報告要件について】	p.12
	【取扱量の把握について】	p.13～p.14

### < 資料編 >

	特定化学物質取扱量報告書業種コード	p.15～p.16
	特定化学物質一覧表	p.17～p.24
	特定化学物質取扱量報告書チェックシート	p.25～p.26
	特定化学物質取扱量報告書様式	p.27～p.28

# I 制度の概要

## 1 報告の対象となる事業者

次の(1)～(3)の要件にすべて該当する事業者です。

### (1) 業種

製造業など 2.4業種 (p.15～p.16) のいずれかを営む事業者

### (2) 従業員数

常時使用する従業員の数が 21人以上 の事業者

※ 嘱託、パート、アルバイトと呼ばれている人を含めた 全社の人数 です。

### (3) 取扱量

前年度(前年4月から今年の3月まで)において、事業活動に伴い取り扱ったいずれかの 特定化学物質 の質量が 500キログラム以上 である 事業所 を有する事業者

#### ※ 特定化学物質

化学物質排出把握管理促進法で規定する「第一種指定化学物質515物質」、「第二種指定化学物質134物質」、埼玉県が独自に指定する「その他の特定化学物質14物質」の合計663物質です。

(令和6年度の報告(令和5年度分実績)から、報告の対象となる特定化学物質が変更となっています。)

## 2 報告の内容

### (1) 特定化学物質取扱量報告書(様式第25号:p.27～p.28)

事業所ごとに、前年度の取扱量が500キログラム以上の特定化学物質について取扱量を報告してください。

#### ① 提出期間

毎年4月1日から6月30日まで

ただし、令和6年度の報告(令和5年度分実績)においては、電子申請を利用する場合に限り、提出期間が7月31日まで延長されます。

#### ② 提出部数

**正本1部**

### (2) 特定化学物質等適正管理手順書

取扱量の報告を行った特定化学物質について、事業所ごとに適正管理の体制や取扱い方法などについて整理し、書面または図面にとりまとめて提出してください。

### (3) 環境負荷低減主任者選任届出書

事業活動による環境への負荷を低減するために、環境負荷低減に関する業務を管理する「環境負荷低減主任者」を**事業所ごと**に選任して、届け出てください。

※ (2)及び(3)については、初めて特定化学物質取扱量報告書を提出した年の9月末日までに提出してください。原則として提出は初回限りですが、変更があった場合は変更後速やかに改めて提出してください。

## 3 報告書等提出先

(1)～(3)の報告書等は**事業所がある市町村**により提出先が異なります。

### (1) 特定化学物質取扱量報告書

	提出先	所在地	事業所がある市町村
埼玉県	埼玉県大気環境課 (規制・化学物質担当) ☎048-830-2986	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 (第三庁舎3階)	さいたま市、川越市、川口市、 所沢市、越谷市を除く埼玉県内の 市町村
市 役 所	川越市環境対策課 ☎049-224-5894	〒350-8601 川越市元町1-3-1	川越市
	川口市環境保全課 (大気係) ☎048-228-5389	〒332-0001 川口市朝日4-21-33 (リサイクルプラザ)	川口市
	所沢市環境対策課 (青空・化学物質グループ) ☎04-2998-9230	〒359-8501 所沢市並木1-1-1	所沢市
	越谷市環境政策課 ☎048-963-9186	〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1	越谷市

さいたま市環境対策課 ☎048-829-1330	〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4	さいたま市  ※さいたま市については、さいたま市 生活環境の保全に関する条例に基 づき報告してください。
-----------------------------	------------------------------	--

**特定化学物質取扱量報告書については電子申請も御利用できます。**

詳細については、下記のホームページアドレスで確認をお願いします。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/joreikagaku/hokoku-denshi.html>

## (2) 特定化学物質等適正管理手順書

	提出先	所在地	事業所がある市町村
県 環 境 管 理 事 務 所	中央環境管理事務所 (大気水質担当) ☎048-822-5199	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5(浦和合同庁舎)	鴻巣市、上尾市、蕨市、 戸田市、桶川市、北本市、 伊奈町
	西部環境管理事務所 (大気水質担当) ☎049-244-1250	〒350-1124 川越市新宿町1-17-7 (ウエスタ川越 公共施設棟)	飯能市、狭山市、入間市、 朝霞市、志木市、和光市、 新座市、富士見市、日高市、 ふじみ野市、三芳町
	東松山環境管理事務所 (大気水質担当) ☎0493-23-4050	〒355-0024 東松山市六軒町5-1 (東松山地方庁舎)	東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、 毛呂山町、越生町、滑川町、 嵐山町、小川町、川島町、 吉見町、鳩山町、ときがわ町、 東秩父村
	秩父環境管理事務所 (生活環境担当) ☎0494-23-1511	〒368-0042 秩父市東町29-20 (秩父地方庁舎)	秩父市、横瀬町、皆野町、 長瀬町、小鹿野町
	北部環境管理事務所 (大気水質担当) ☎048-523-2800	〒360-0031 熊谷市末広3-9-1 (熊谷地方庁舎)	熊谷市、本庄市、深谷市、 美里町、神川町、上里町、 寄居町
	越谷環境管理事務所 (大気水質担当) ☎048-966-2311	〒343-0813 越谷市越ヶ谷4-2-82 (越谷合同庁舎)	草加市、八潮市、三郷市、 吉川市、松伏町
	東部環境管理事務所 (大気水質担当) ☎0480-34-4011	〒345-0025 杉戸町清地5-4-10	行田市、加須市、春日部市、 羽生市、久喜市、蓮田市、 幸手市、白岡市、宮代町、 杉戸町
市 役 所	川越市環境対策課 ☎049-224-5894	〒350-8601 川越市元町1-3-1	川越市
	川口市環境保全課 (大気係) ☎048-228-5389	〒332-0001 川口市朝日4-21-33 (リサイクルプラザ)	川口市
	所沢市環境対策課 (青空・化学物質グループ) ☎04-2998-9230	〒359-8501 所沢市並木1-1-1	所沢市
	越谷市環境政策課 ☎048-963-9186	〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1	越谷市
さいたま市環境対策課 ☎048-829-1330	〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4	さいたま市 ※さいたま市については、さいたま市 生活環境の保全に関する条例に基 づき報告してください。	

## (3) 環境負荷低減主任者選任届出書

(2) 特定化学物質等適正管理手順書と同様です。

## II 報告書記入要領

記入例

様式第25号（第57条関係）

特定化学物質取扱量報告書

令和〇〇年 〇月 〇日 \* (1)

埼玉県知事 \* (2)

〒344-0038 \* (3)

報告者 埼玉県春日部市大沼〇-△

株式会社埼玉環境化学

代表取締役 埼玉 太郎

(電話番号 048-700-0000)

埼玉県生活環境保全条例第74条第2項の規定により、特定化学物質の取扱量について、次のとおり報告します。

事業所	事業者の名称 * (4)	株式会社 埼玉環境化学	
	前回の報告における名称 * (4)		
	事業所の名称 * (5)	行田工場	
	前回の報告における名称 * (5)		
	所在地 * (6)	〒361-0052 埼玉県行田市本丸口-△	
事業者が常時使用する従業員の数（全社） * (7)		450	
事業所において常時使用される従業員の数 * (8)		80	
事業所において行われる事業が属する * (9)	業 種 名		業種コード
	うち主たるもの	化学工業	2000
前年度の特定化学物質の取扱量 * (10)		別紙のとおり。	
この報告が埼玉県生活環境保全条例施行規則第58条第1項の請求に係るものであることの有無（該当するものに○を付すこと。） * (11)		1 有 ② 無	
連絡先 * (12)	担当部署	行田工場 環境課	
	担当者氏名	東部 四郎	
	電話番号	048-500-0000	
	電子メールアドレス	saitamakankyokagaku@xxx.xxx	
※受理年月日	* (13) 年 月	※整理番号	* (13)

- 備考
- 1 報告書は、事業所ごとに作成すること。
  - 2 「前回の報告における名称」の欄には、変更された場合に記載すること。
  - 3 「事業者が常時使用する従業員の数（全社）」及び「事業所において常時使用される従業員の数」の欄には、前年4月1日現在（前年度中に事業を開始した事業者にあつては、事業を開始した日）における人数を記載すること。
  - 4 「事業所において行われる事業が属する業種」の欄には、当該事業所における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、2以上の業種に属する事業を行う事業所にあつては、次欄以降にその他の業種を記載すること。また、「業種コード」の欄には、業種に対応する日本標準産業分類における分類番号を記載すること。
  - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 6 報告書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

### (1) 提出日

- ・ 報告書を提出先に提出する日付（郵送の場合は投函日）を記入してください。

### (2) 宛先

- ・ 埼玉県知事を宛先として記入してください。  
ただし、事務移譲市（川越市、川口市、所沢市、越谷市）に所在する事業所については、当該市長を宛先としてください。

### (3) 報告者

- ・ 提出日現在の報告者の住所（本社）、郵便番号（大口事業所等で取得した個別番号は不可）、氏名（法人名と代表者の役職・氏名）、電話番号（本社）を記入してください。
- ・ 押印の必要はありません。
- ・ 代理人による報告も可能です。  
ただし、工場長など当該事業所における特定化学物質の管理に責任を有する者を代理人としてください。報告書に委任状の添付は必要ありませんが、法人内部で適切な委任行為を行ってください。

#### 【代理人による報告の記載方法】

様式第25号（第57条関係）	
特定化学物質取扱量報告書	
令和〇〇年 〇月〇〇日	
(宛先) 埼玉県知事	
代理人による報告の場合も法人の住所、代表者の役職・氏名を必ず記入してください。	〒344-0038 埼玉県春日部市大沼〇-△ 株式会社埼玉環境化学 代表取締役 埼玉 太郎 代理人 行田工場 工場長 日本 次郎 (電話番号 048-500-0000)
埼玉県生活環境保全条例第74条第2項の規定により、特定化学物質の取扱量について、次のとおり報告	押印 不要
	報告者
	代表者の役職・氏名の下に、 代理人の役職・氏名を記入してください。

#### (4) 事業者の名称

- ・事業者の名称は、報告を行う年の前年4月1日現在の法人名等（注）を記入してください。
- ・「前回の報告における名称」の欄は、事業者の名称が前回の報告時における名称から**変更があった場合のみ記入してください。**  
**変更がない場合は記入しないでください。**（p.11 Q4参照）

#### (5) 事業所の名称

- ・報告を行う年の前年4月1日現在の名称（注）を記入してください。
- ・複数の事業所を有する事業者は、各事業所の区別がつくように名称を記入してください。特に事業所に名称がないような場合にも、便宜上切な名称を付してください。
- ・法人の名称と事業所の名称が同じである場合を除き、事業所の名称欄においては、法人の名称は省略してください。  
（「株式会社埼玉環境化学 行田工場」は「行田工場」と記載）
- ・「前回の報告における名称」の欄は、事業所の名称が前回の報告時における名称から**変更があった場合のみ記入してください。**  
**変更がない場合は記入しないでください。**（p.11 Q4参照）

#### (6) 所在地

- ・事業所の所在地を記入してください。

#### (7) 事業者が常時使用する従業員の数（全社）

- ・報告を行う年の前年4月1日現在において**全社で**常時使用する従業員数（注）（嘱託、パート、アルバイトと呼ばれている人を含む。）を記入してください。

#### (8) 事業所において常時使用される従業員の数

- ・報告を行う年の前年4月1日現在において**事業所で**常時使用する従業員数（注）（嘱託、パート、アルバイトと呼ばれている人を含む。）を記入してください。

#### (注)

報告を行う年の前年4月1日時点で事業を行っておらず年度途中で新規に事業活動を開始した場合は、開始時点での名称または人数を記入してください。



**(9) 事業所において行われる事業が属する業種**

- ・ 事業所で営まれる事業のうち、主たる業種を「うち主たるもの」の欄に、複数の業種が該当する場合は下欄に続いて記入してください。
- ・ 業種コードは「特定化学物質取扱量報告書業種コード (p. 15～p. 16)」から必ず選択してください。

**(10) 前年度の特定化学物質の取扱量**

- ・ p. 8「Ⅲ. 別紙記入要領」参照

**(11) この報告が埼玉県生活環境保全条例施行規則第58条第1項の請求に係るものであることの有無**

- ・ 「無」に○印をつけてください。
- ・ 報告内容に秘密情報が含まれているために、化学物質の名称を公表できない場合は別途手続きが必要になります。その場合は事前に窓口にお問い合わせください。

**(12) 連絡先**

- ・ 報告書の記載内容に関する内容を把握している担当者の担当部署、担当者氏名、電話番号、電子メールアドレスを記入してください。

**(13) 受理年月日、整理番号**

- ・ この欄には記入しないでください。

### Ⅲ 別紙記入要領

**記入例**

別紙

※整理番号	* (1)
-------	-------

特定化学物質の名称及び取扱量

番 号* (2)		1	2	3
特定化学物質の 名 称* (3)		塩化メチレン	トリクロロエチレン	メタノール
特定化学物質の 区 分  (該当する区分の 下に管理番号等を 記載すること。)  * (4)		第一種指定化学物質 <b>1 8 6</b>	第一種指定化学物質 <b>2 8 1</b>	第一種指定化学物質
		第二種指定化学物質	第二種指定化学物質	第二種指定化学物質
		その他の特定化学物質	その他の特定化学物質	その他の特定化学物質 <b>1 1</b>
取 扱 量 * (5) (kg)		<b>5, 4 0 0</b>	<b>1, 4 0 0</b>	<b>5 6 0</b>
内  訳 * (5)	使 用 量 (kg)	<b>5, 4 0 0</b>	<b>1, 4 0 0</b>	<b>5 6 0</b>
	製 造 量 (kg)	<b>0. 0</b>	<b>0. 0</b>	<b>0. 0</b>
	取 扱 量 (kg)	<b>0. 0</b>	<b>0. 0</b>	<b>0. 0</b>

- 備考 1 「取扱量」の欄には、「使用量」、「製造量」及び「取り扱う量」の合計を記載すること。
- 2 「使用量」の欄には、事業所において事業活動に伴い使用した量を記載すること。当該年度期首在庫量に当該年度の購入量を加算し、当該年度期末在庫量を差し引いて求めること。
- 3 「製造量」の欄には、当該年度に事業所において製造した量（副生成物も含む。）を記載すること。
- 4 「取り扱う量」の欄には、入荷した特定化学物質等を自ら使用しないで、事業所において取り扱う量（例：石油卸売業、燃料小売業等において、卸売り、小売り等をするために事業所内で貯蔵所、容器等に移し替える量）を記載すること。当該年度期首在庫量に当該年度の購入量を加算し、当該年度期末在庫量を差し引いて求めること。
- 5 別紙が2枚以上になる場合には、「番号」の欄の番号を通し番号とすること。
- 6 特定化学物質の管理番号等は、「特定化学物質取扱量報告書記入要領」を参照すること。
- 7 ※印の欄には、記載しないこと。

**(1) 整理番号**

- ・この欄には記入しないで下さい。

**(2) 番号**

- ・報告する特定化学物質が複数の区分にわたる場合は、「第一種指定化学物質」→「第二種指定化学物質」→「その他の特定化学物質」の順に、同一区分で複数の化学物質が該当する場合は、化学物質の管理番号等（注）が小さい順に並べてください。

**(3) 特定化学物質の名称**

- ・特定化学物質の名称を記入してください（別名が記載されている場合は当該別名を記入してください）。

**(4) 特定化学物質の区分**

- ・特定化学物質の該当する区分の欄に、管理番号等（注）を記入してください。

**(注)**

**管理番号等**

第一種指定化学物質	管理番号
第二種指定化学物質	管理番号
その他の特定化学物質	埼玉県生活環境保全条例施行規則別表第20に掲げる号番号

特定化学物質一覧表（p.17～p.24）に管理番号等が記載されています。

一覧表の左欄に記載された番号が管理番号等になります。

管理番号	物質名	別名
1	亜鉛の水溶性化合物	
2	アクリルアミド	
3	アクリル酸エチル	
4	アクリル酸及びその水溶性塩	
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	
7	アクリル酸ブチル	
8	アクリル酸メチル	
9	アクリロニトリル	
10	アクロレイン	

## (5) 取扱量、内訳

- ・「取扱量」の欄には、事業所において前年度に取り扱った特定化学物質の質量を記入してください。
- ・「取扱量」の内訳を「使用量」「製造量」「取り扱う量」の3種類に分けて記入してください。

「使用量」…「事業所において事業活動に伴い使用した量」  
＝「当該年度の期首在庫量」＋「当該年度の購入量」－「当該年度の期末在庫量」

「製造量」…「当該年度に事業所において製造した量（副生成物も含む。）」

「取り扱う量\*」…「入荷した特定化学物質等を自ら使用しないで、事業所において取り扱う量」  
＝「当該年度の期首在庫量」＋「当該年度の購入量」－「当該年度の期末在庫量」

\*「取り扱う量」とは石油卸売業、燃料小売業等において、卸売り、小売り等をするために貯蔵、移し替え等をした量が該当します。

- ・単位は全て「k g」で記入してください。
- ・数値は全て有効数字2桁で記入してください。例えば12,345 k gの場合12,000 k gとなります。
- ・有効数字2桁とするための数値の丸め処理は、「取扱量」及び「使用量」「製造量」「取り扱う量」の各数値に対して行ってください。
- ・有効数字2桁にした結果、「取扱量」と「使用量」「製造量」「取り扱う量」の合計が一致しない場合でも、そのまま記入してください。

### 【数値の丸め処理の例】

	取扱量	使用量	製造量	取り扱う量
処理前	2,140	650	440	1,050
処理後	2,100	650	440	1,100

- ・取扱量の把握についてはp. 13のQ 9を参照してください。

## IV よくある質問

### 【報告全般について】

**Q 1** : 紙面以外の報告方法がありますか？

**A 1** : 「電子申請・届出サービス」を利用して、インターネット経由で報告を行うことができます。詳細については、下記のホームページアドレスを確認をお願いします。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/joreikagaku/hokoku-denshi.html>

**Q 2** : 報告書の宛先は埼玉県知事ですか？

**A 2** : 報告書の宛先は埼玉県知事となりますが、事務移譲市（川越市、川口市、所沢市、越谷市）に所在する事業所の場合、宛先は各市長となります。

**Q 3** : 報告書の提出部数は何部ですか？

**A 3** : 正本1部を提出してください。

**Q 4** : 令和5年10月1日付けで「事業者の名称」及び「事業所の名称」が変更されました。令和6年度及び7年度の取扱い報告書に記載する「報告者の名称」と事業所の「事業者の名称」及び「事業所の名称」はどのように記載したらいいですか？前年度の10月1日付けで事業者及び事業所の名称が変更されました。

変更前の名称 : 「事業者の名称」はA株式会社

「事業所の名称」はB事業所

変更後の名称 : 「事業者の名称」はC株式会社

「事業所の名称」はD事業所

**A 4** : 令和6年度及び7年度の報告書には以下のとおり記載してください。

(令和6年度の報告書)

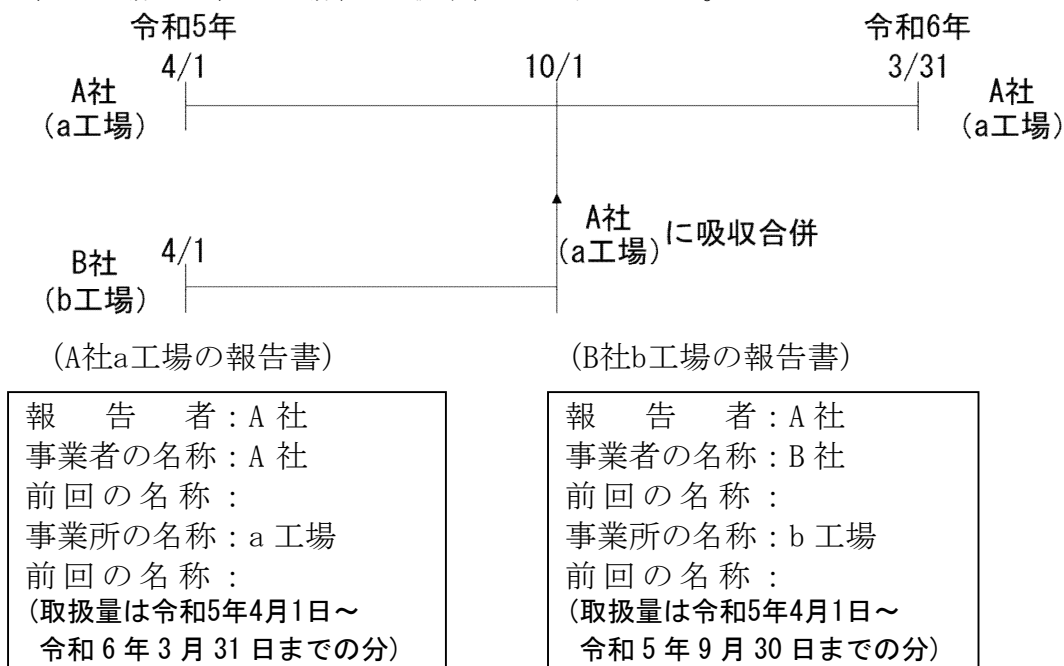
報 告 者 : C 株式会社 事業者の名称 : A 株式会社 前回の名称 : 事業所の名称 : B 事業所 前回の名称 :
---

(令和7年度の報告書)

報 告 者 : C 株式会社 事業者の名称 : C 株式会社 前回の名称 : A 株式会社 事業所の名称 : D 事業所 前回の名称 : B 事業所
--

**Q 5** : 2つの事業者A社（a工場）とB社（b工場）があり、令和5年10月1日付けでB社（b工場）がA社（a工場）に吸収合併されました。令和6年度の取扱い報告書はどのように記載したらいいですか？

**A 5** : 令和6年度の取扱い報告書には以下を参考に、A社が2つの報告書（A社a工場とB社b工場）を提出してください。



**【報告要件について】**

**Q 6** : 対象となる事業者が複数の事業所を有しており、いずれかの特定化学物質の年間取扱い量が500kg以上の事業所については報告を行いました。一方、どの特定化学物質の取扱い量も500kgに満たない事業所について報告は必要ですか？

**A 6** : 必要ありません。報告は、いずれかの特定化学物質の年間取扱い量が500kg以上の事業所に限り必要です。

**Q 7** : 特定化学物質を数種類取り扱っています。個々の取扱い量は500kg未満ですが、それらを合計すると500kg以上となります。この場合は報告は必要ですか？

**A 7** : 必要ありません。個々の取扱い量が500kg以上の特定化学物質が報告の対象となります。

**Q 8** : 事業所にダイオキシン類対策特別措置法の特定施設があります。この施設は化学物質排出把握管理促進法の特別要件施設に該当するため、同法に基づく届出を行いました。県条例に基づく取扱い量の報告も必要ですか？

**A 8** : 県条例では、化学物質排出把握管理促進法に係る特別要件施設と同様の規定はないため、取扱い量の報告は必要ありません。

**【取扱量の把握について】**

**Q9**：特定化学物質の取扱量をどのように把握したらいいですか？

**A9**：下記のような塗料とシンナーを使用している場合で説明します。

① 原材料の取扱量の確認

事業所で取り扱った原材料の年間取扱量を把握します。

塗料 A

前年度期首在庫量	4.5 t
前年度の購入量	20 t
前年度期末在庫量	2.4 t
年間取扱量	22.1 t

$$4.5+20-2.4=22.1$$

シンナー B

前年度期首在庫量	1.1 t
前年度の購入量	10 t
前年度期末在庫量	1.8 t
年間取扱量	9.3 t

$$1.1+10-1.8=9.3$$

② 原材料の SDS の確認

原材料中の特定化学物質の含有率を把握します。

塗料 A の SDS

対象物質名	含有率
キシレン	20 %
六価クロム化合物	0.8%
トルエン	10 %
鉛化合物	2.5%

シンナー B の SDS

対象物質名	含有率
エチルベンゼン	1 %
キシレン	40 %
トルエン	10 %

※ 六価クロム化合物は特定第一種指定化学物質です。

③ 各特定化学物質の取扱量

含有率が規定以上の特定化学物質について取扱量を把握します。

	含有率
特定第一種指定化学物質	0.1%以上
その他の特定化学物質	1 %以上

塗料 A 及びシンナー B に含まれる特定化学物質を合算して求めます。

	塗料 A (t)	シンナー B (t)	取扱量 (kg)	報告の要否
エチルベンゼン		$9.3 \times 1.0\% = 0.093$	93	×
キシレン	$22.1 \times 20\% = 4.42$	$9.3 \times 40\% = 3.72$	8,100	○
六価クロム化合物	$22.1 \times 0.8\% = 0.18$		180	×
トルエン	$22.1 \times 10\% = 2.21$	$9.3 \times 10\% = 0.93$	3,100	○
鉛化合物	$22.1 \times 2.5\% = 0.55$		550	○

注 1 取扱量はkg単位の有効数字2ケタで報告してください。

注 2 取扱量が0.5トン(500kg)未満の特定化学物質は報告不要です。

**Q 10** : 年間の取扱量が25,300kgで、その内訳は使用量が25,000kg、取り扱う量が300kgとなっています。それぞれの値を有効数字2ケタに直すと取扱量と内訳の合計は一致しなくなりますが、どのように記入したらいいですか？

**A 10** : 四捨五入で差異が生じる場合でも有効数字2ケタに直した値をそのまま記入してください。

(取扱量 : 25,000kg、使用量 : 25,000kg、取り扱う量 : 300kg)

**Q 11** : ガソリンスタンドで取り扱う特定化学物質の取扱量の内訳は使用量ですか？

**A 11** : 事業者自ら使用せず小売り等のため事業所において取り扱うので、内訳は「取り扱う量」としてください。

**Q 12** : エチレンオキシドを充填したボンベを使用しています。使用済みのボンベは購入元の業者が引き取りますが、若干の残圧があります。この場合、取扱量はどのように把握したらいいですか？

**A 12** : 購入時点でボンベに充填されているエチレンオキシドの全量を取扱量(内訳は使用量)としてください。

なお、エチレンオキシドは化学物質排出把握管理促進法の特定第一種指定化学物質であるため条例の届出が必要な場合(取扱量が年間500kg以上)は、同法に基づく排出量・移動量の届出が必要です。購入元の業者へ戻した残圧分に相当するエチレンオキシドは、購入元に売却している場合を除き、移動量のうち「当該事業所の外への移動」としてください。

**Q 13** : 鉛を含有する板を加工し製品を製造しています。この場合の取扱量はどのように把握したらいいですか？

**A 13** : 研磨、切削される金属材料の母材全体に含有される特定化学物質の質量を把握し、取扱量(内訳は使用量)としてください。

**Q 14** : 次亜塩素酸ナトリウムを水に希釈して使用しています。この場合、塩素として取扱量を報告する必要がありますか？

**A 14** : 次亜塩素酸ナトリウムは塩素とは別の化学物質です。したがって特定化学物質には該当しませんので、取扱量の報告は不要です。



## <資料編>

### 特定化学物質取扱量報告書業種コード

○業種の判断は、注記のない限り日本標準産業分類（第10回改訂）に準拠して下さい。

	業種名	業種 コード
1	金属鉱業	0500
2	原油・天然ガス鉱業	0700
3	製造業	
	食料品製造業	1200
	飲料・たばこ・飼料製造業（以下を除く。）	1300
	酒類製造業	1320
	たばこ製造業	1350
	繊維工業	1400
	衣服・その他の繊維製品製造業	1500
	木材・木製品製造業	1600
	家具・装備品製造業	1700
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1800
	出版・印刷・同関連産業	1900
	化学工業（以下を除く。）	2000
	塩製造業	2025
	医薬品製造業	2060
	農薬製造業	2092
	石油製品・石炭製品製造業	2100
	プラスチック製品製造業	2200
	ゴム製品製造業	2300
	なめし革・同製品・毛皮製造業	2400
	窯業・土石製品製造業	2500
	鉄鋼業	2600
	非鉄金属製造業	2700
	金属製品製造業	2800
一般機械器具製造業	2900	
電気機械器具製造業（以下を除く。）	3000	
電子応用装置製造業	3060	
電気計測器製造業	3070	

	業種名	業種 コード
3	輸送用機械器具製造業（以下を除く。）	3100
	鉄道車両・同部分品製造業	3120
	船舶製造・修理業、船用機関製造業	3140
	精密機械器具製造業（以下を除く。）	3200
	医療用機械器具・医療用品製造	3230
	武器製造業	3300
	その他の製造業	3400
4	電気業	3500
5	ガス業	3600
6	熱供給業	3700
7	下水道業	3830
8	鉄道業	3900
9	倉庫業（農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。）	4400
10	石油卸売業	5132
11	鉄スクラップ卸売業 （自動車用エコドライブに封入された物質を回収し又は自動車の車体に装着された自動車用エコドライブを取り外すものに限る。）	5142
12	自動車卸売業（自動車用エコドライブに封入された物質を回収するものに限る。）	5220
13	燃料小売業	5930
14	洗濯業	7210
15	写真業	7430
16	自動車整備業	7700
17	機械修理業	7810
18	商品検査業	8620
19	計量証明業（一般計量証明業を除く。）	8630
20	一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）	8716
21	産業廃棄物処分業	8722
	特別産業廃棄物処分業	8724
22	医療業	8800
23	高等教育機関（付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。）	9140
24	自然科学研究所	9210

（注） 国の機関又は地方公共団体の公務については、公務の具体的内容に対応した業種を分類し、法の対象となる業種に属する事業を営んでいる場合には、当該対象業種のコード番号を記載して下さい。

# 特定化学物質一覧表

【第一種指定化学物質】管理番号欄の●印は特定第一種指定化学物質を示します。

管理番号	物質名	別名
1	亜鉛の水溶性化合物	
2	アクリルアミド	
3	アクリル酸エチル	
4	アクリル酸及びその水溶性塩	
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	
7	アクリル酸ブチル	
8	アクリル酸メチル	
9	アクリロニトリル	
10	アクロレイン	
●12	アセトアルデヒド	
14	アセトシアンヒドリン	
15	アセナフテン	
18	アニリン	
20	2-アミノエタノール	
21	5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリダジン-3(2H)-オン	クロリダゾン
22	5-アミノ-1-[2,6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[(トリフルオロメチル)スルフィニル]ピラゾール	フィブロニル
23	パラ-アミノフェノール	
24	4-アミノ-6-ターシャリーブチル-3-メチルチオ-1,2,4-トリアジン-5(4H)-オン	メトリブジン
27	4-アミノ-3-メチル-6-フェニル-1,2,4-トリアジン-5(4H)-オン	メタミトロン
28	アリルアルコール	
29	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン	
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	
31	アンチモン及びその化合物	
32	アントラセン	
●33	石綿	
34	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	
36	イソブレン	
37	4,4'-イソプロピルジペンジフェノール	ビスフェノールA
40	イソプロピル=2-(4-メトキシフェニル-3-イル)ヒドラジノホルマート	ビフェナゼート
41	3'-イソプロポキシ-2-トリフルオロメチルベンズアニリド	フルトラニル
44	インジウム及びその化合物	
46	エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート	キザロホップエチル
47	O-エチル=O-(6-ニトロメタートリル)=セカンダリーブチルホスホリアミドチオアート	ブタミホス
48	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート	EPN
49	N-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニトロ-3,4-キシリジン	ペンディメタリン
50	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート	モリネート
52	エチル=(Z)-3-(N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチル)デンアミノキシカルボニル]アミノ]チオ)アミノ]プロピオナート	アラニカルブ
53	エチルベンゼン	
54	O-エチル=S-1-メチルプロピル=(2-オキソ-3-チアゾリニル)ホスホノチオアート	ホスチアゼート
●56	エチレンオキシド	
57	エチレングリコールモノエチルエーテル	
58	エチレングリコールモノメチルエーテル	
59	エチレンジアミン	
61	N, N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガ	マンネブ
62	N, N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガとN, N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物	マンコゼブ又はマンゼブ
63	1,1'-エチレン-2,2'-ビピリジニウム=ジプロミド	ジクアトジプロミド又はジクワット
64	2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル	エトフェンプロックス
65	エビクロピドリン	
66	1,2-エポキシブタン	
68	1,2-エポキシプロパン	酸化プロピレン
72	塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)	
73	1-オクタノール	
74	パラ-オクチルフェノール	
●75	カドミウム及びその化合物	
78	2,4-キシレノール	
79	2,6-キシレノール	
80	キシレン	
81	キノリン	
82	銀及びその水溶性化合物	
83	クメン	
84	グリオキサール	
85	グルタルアルデヒド	
86	クレゾール	
87	クロム及び三価クロム化合物	
●88	六価クロム化合物	

管理番号	物質名	別名
89	クロアニリン	
90	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-トリアジン	アトラジン
91	2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1,3,5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオニトリル	シアナジン
92	4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(パラトリルオキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド	トルフェンピラド
93	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド	メトラクロー
●94	クロロエチレン	塩化ビニル
95	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)-アルファ,アルファ,アルファ-トリフルオロ-2,6-ジニトロ-パラトリン	フルアジナム
96	1-(2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1,3-ジオキソラン-2-イル)メチル)-1H-1,2,4-トリアゾール	ジフェノコナゾール
98	クロロ酢酸	
100	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド	プレチラクロー
101	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド	アラクロー
103	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン	HCFC-142b
104	クロロジフルオロメタン	HCFC-22
105	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン	HCFC-124
106	クロロトリフルオロエタン	HCFC-133
108	(RS)-2-(4-クロロ-オルトトリルオキシ)プロピオン酸	メコプロップ
113	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン	シマジン又はCAT
115	4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4,5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド	フェントラザミド
117	(RS)-1-パラ-クロロフェニル-4,4-ジメチル-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール	テブコナゾール
121	パラ-クロロフェノール	
123	3-クロロプロペン	塩化アリル
124	1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエチル)尿素	クミルロン
125	クロロベンゼン	
126	クロロペンタフルオロエタン	CFC-115
127	クロホルム	
128	クロロメタン	塩化メチル
132	コバルト及びその化合物	
133	酢酸2-エトキシエチル	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート
134	酢酸ビニル	
135	酢酸2-メトキシエチル	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート
141	トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシミノアセチル)-3-エチル尿素	シモキサニル
143	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	
146	O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=O, O-ジメチル=ホスホチオアート	ピリミホスメチル
147	N, N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル	チオベンカルブ又はベンチオカブ
148	N, N-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニル)スルホニル)-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド	カフエントロール
149	四塩化炭素	
150	1,4-ジオキサ	
152	1,3-ジカルバモイルチオ-2-(N, N-ジメチルアミノ)-プロパンシクロヘキサ-1-エン-1,2-ジカルボキシイミドメチル=(1RS)-シス-トランス-2,2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート	カルタップ
153	シクロヘキシルアミン	
154	ジクロロアニリン	
157	1,2-ジクロロエタン	
158	1,1-ジクロロエチレン	塩化ビニリデン
●160	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	
161	ジクロロジフルオロメタン	CFC-12
162	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド	プロピザミド
163	ジクロロテトラフルオロエタン	CFC-114
164	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン	HCFC-123
168	3-(3,5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2,4-ジオキソイミダゾリジン-1-カルボキサミド	イプロジオン
169	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素	ジウロン又はDCMU
171	(2RS,4RS)-1-[2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1,3-ジオキソラン-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾール及び(2RS,4SR)-1-[2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1,3-ジオキソラン-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾールの混合物	プロピコナゾール
172	3-[1-(3,5-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル]-3,4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1,3-オキサジジン-4-オン	オキサジクロメホン

【第一種指定化学物質】管理番号欄の●印は特定第一種指定化学物質を示します。

管理番号	物質名	別名
174	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素	リニユロン
175	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	2,4-D又は2,4-PA
176	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン	HCFC-141b
177	ジクロロフルオロメタン	HCFC-21
●178	1,2-ジクロロプロパン	
179	1,3-ジクロロプロペン	D-D
181	ジクロロベンゼン	
182	2-[4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェン	ピラゾキシフェン
183	4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリル-4-トルエンスルホナート	ピラゾレート
184	2,6-ジクロロベンゾニトリル	ジクロロニル又はD BN
185	ジクロロベンタフルオロプロパン	HCFC-225
186	ジクロロメタン	塩化メチレン
187	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン	ジチアノン
188	N,N-ジシクロヘキサリルアミン	
190	ジシクロペンタジエン	
191	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル	イソプロチオラン
195	ジチオリン酸O-2,4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル	プロチオホス
196	ジチオリン酸S-(2,3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1,3,4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O,O-ジメチル	メチダチオン又はD MTP
197	ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル	マラソン又はマラチオン
198	ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル]	ジメトエート
199	ジナトリウム=2,2'-ビニレンビス[5-(4-モルホリノ-6-アニリノ-1,3,5-トリアジン-2-イルアミノ)ベンゼンスルホナート]	CFアルオレスセント260
200	ジニトロトルエン	
201	2,4-ジニトロフェノール	
203	ジフェニルアミン	
206	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル	カルボスルファン
207	2,6-ジ-ターシャリ-ブチル-4-クレゾール	
209	ジプロモクロメタン	
210	2,2-ジブromo-2-シアノアセトアミド	
211	ジプロモトラフルオロエタン	ハロン-2402
212	(RS)-O,S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート	アセフェート
213	N,N-ジメチルアセトアミド	
217	5-ジメチルアミノ-1,2,3-トリチアン	チオシクラム
218	ジメチルアミン	
219	ジメチルジスルフィド	
221	2,2-ジメチル-2,3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート	ペンフラカルブ
223	N,N-ジメチルトリシロルアミン	
224	N,N-ジメチルトリシロルアミン=N-オキシド	
225	ジメチル=2,2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート	トリクロロホン又はD EP
227	1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム=ジクロリド	バラコート又はバラコートジクロリド
229	ジメチル=4,4'-(オルト-フェニレン)ビス(3-チオアロファナート)	チオファネートメチル
230	N-(1,3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-バラ-フェニレンジアミン	
232	N,N-ジメチルホルムアミド	
233	2-[(ジメトキシホスフィノチオイル)チオ]-2-フェニル酢酸エチル	フェントエート又はP AP
236	3,5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル	アイオキシニル
237	水銀及びその化合物	
238	水素化テルフェニル	
240	ステレン	
242	セレン及びその化合物	
●243	ダイオキシン類	
244	2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5-チアジアジン	ダゾメット
245	チオ尿素	
248	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)	ダイアジノン
249	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)	クロルピリホス
250	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソキサゾリル)	イソキサチオン
251	チオリン酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)	フェントロチオン又はMEP
252	チオリン酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)	フェンチオン又はM PP
254	チオリン酸S-ベンジル-O,O-ジイソプロピル	イブロンホス又はBP
255	デカブロモジフェニルエーテル	

管理番号	物質名	別名
257	アルカノール(炭素数が10のものに限る。)	デカノール
258	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1(3,7)]デカン	ヘキサメチレンテトラミン
259	テトラエチルチウラムジスルフィド	ジスルフィラム
260	テトラクロロイソフタロニトリル	クロロタロニル又はTPN
261	4,5,6,7-テトラクロロイソベンゾフラン-1(3H)-オン	フサライド
262	テトラクロロエチレン	
265	テトラヒドロメチル無水フタル酸	
266	2,3,5,6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	テフルトリン
267	3,7,9,13-テトラメチル-5,11-ジオキサ-2,8,14-トリチア-4,7,9,12-テトラアザペンタデカ-3,12-ジエン-6,10-ジオン	チオジカルブ
268	テトラメチルチウラムジスルフィド	チウラム又はチラム
270	テレフタル酸	
271	テレフタル酸ジメチル	
272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	
273	1-ドデカノール	ノルマルドデシルアルコール
275	ドデシル硫酸ナトリウム	
277	トリエチルアミン	
279	1,1,1-トリクロロエタン	
280	1,1,2-トリクロロエタン	
●281	トリクロロエチレン	
284	トリクロロトリフルオロエタン	CFC-113
285	トリクロロニトロメタン	クロロピクリン
286	(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)オキシ酢酸	トリクロピル
287	2,4,6-トリクロロフェノール	
288	トリクロロフルオロメタン	CFC-11
289	1,2,3-トリクロロプロパン	
290	トリクロロベンゼン	
292	トリブチルアミン	
293	アルファ,アルファ,アルファ-トリフルオロ-2,6-ジニトロ-N,N-ジプロピル-バラ-トルイジン	トリフルラリン
298	トリレンジイソシアネート	
●299	トルイジン	
300	トルエン	
302	ナフタレン	
308	ニッケル	
●309	ニッケル化合物	
312	オルト-ニトロアニリン	
314	パラ-ニトロクロロベンゼン	
316	ニトロベンゼン	
317	ニトロメタン	
318	二硫化炭素	
319	1-ノナノール	ノルマルノニルアルコール
320	アルキルフェノール(アルキル基の炭素数が9のものに限る。)	
321	バナジウム化合物	
323	2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン	シメトリン
325	ビス(8-キノノラト)銅	オキシ銅又は有機銅
328	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛	ジラム
329	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)N,N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)	ポリカーバメート
331	S,S-ビス(1-メチルプロピル)=O-エチル=ホスホロジチオアート	カズサホス
●332	砒素及びその無機化合物	
333	ヒドラジン	
336	ヒドロキノン	
337	4-ビニル-1-シクロヘキセン	
340	ビフェニル	
341	ビペラジン	
342	ピリジン	
343	ピコカテコール	カテコール
346	2-フェニルフェノール	
347	N-フェニルマレイミド	
348	フェニレンジアミン	
349	フェノール	
350	3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	ベルメトリン
●351	1,3-ブタジエン	
354	フタル酸ジブチル	
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	
356	フタル酸ブチル=ベンジル	
357	2-ターシャリ-ブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4-オン	プロプロフェジン

【第一種指定化学物質】管理番号欄の●印は特定第一種指定化学物質を示します。

管理番号	物質名	別名
358	N-ターシャリーブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒドラジド	テブフェンジド
360	N-[1-(N-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル	ベノミル
361	ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート	シハロホップブチル
362	1-ターシャリーブチル-3-(2,6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)チオ尿素	ジアフェンチウロン
363	5-ターシャリーブチル-3-(2,4-ジクロロ-5-イソプロポキシフェニル)-1,3,4-オキサジアゾール-2(3H)-オン	オキサジアゾン
369	2-(4-ターシャリーブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルファイト	プロバルギット又はBPPS
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	
375	2-ブチナール	
376	N-ブトキシメチル-2-クロロ-2',6'-ジエチルアセトアニリド	ブタクロール
378	N,N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体	プロビネブ
380	プロモクロジフルオロメタン	ハロン-1211
381	プロモジクロロメタン	
382	プロモトリフルオロメタン	ハロン-1301
383	5-プロモ-3-セカンダリーブチル-6-メチル-1,2,3,4-テトラヒドロピリミジン-2,4-ジオン	プロマシル
384	1-プロモプロパン	
● 385	2-プロモプロパン	
386	プロモメタン	臭化メチル
388	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシンド	エンドスルファン又はベンゾエピン
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド	
390	ヘキサメチレンジアミン	
391	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	
392	ヘキサナ	
393	ベタナフトール	
● 394	ベリリウム及びその化合物	
395	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	
396	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)	PFOS
● 397	ベンジリジンはトリクロリド	
398	ベンジル=クロリド	塩化ベンジル
399	ベンズアルデヒド	
● 400	ベンゼン	
401	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物	
402	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド	メフェナセト
403	ベンゾフェノン	
● 404	ペンタクロロフェノール	
405	ほう素化合物	
● 406	ポリ塩化ビフェニル	PCB
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	
408	ポリ(オキシエチレン)=アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が8のものに限る。)	
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	
410	ポリ(オキシエチレン)=アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が9のものに限る。)	
● 411	ホルムアルデヒド	
412	マンガン及びその化合物	
413	無水フタル酸	
415	メタクリル酸	
420	メタクリル酸メチル	
422	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4,6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン	フェリムゾン
424	メチル=イソチオシアネート	
426	N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラン	カルボフラン
427	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル	カルバリル又はNAC
428	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリーブチルフェニル	フェノブカルブ又はBPMC
431	メチル=(E)-2-[2-[6-(2-シアノフェノキシ)ピリミジン-4-イルオキシ]フェニル]-3-メトキシアクリラート	アゾキシストロビン
433	N-メチルジチオカルバミン酸	カーバム
436	アルファーメチルスチレン	
438	メチルナフタレン	
439	3-メチルピリジン	
442	2-メチル-N-[3-(1-メチルエトキシ)フェニル]ベンズアミド	メプロニル
443	S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミダート	メソミル
444	メチル=(E)-メトキシイミノ-[2-[[[(E)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン]アミ]オキシ]メチル]フェニル]アセトアト	トリフロキシストロビン
445	メチル=(E)-メトキシイミノ-[2-(オルト-トリルオキシメチル)フェニル]アセトアト	クレソキシムメチル
446	4,4'-メチレンジアニリン	
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	

管理番号	物質名	別名
449	3-メトキシカルボニルアミノフェニル=3'-メチルカルバニラート	フェンメディアラム
450	N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N-メチルチオカルバミン酸O-3-ターシャリーブチルフェニル	ピリブチカルブ
453	モリブデン及びその化合物	
456	りん化アルミニウム	
457	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロピニル	ジクロロボス又はDVP
458	りん酸トリステル(2-エチルヘキシル)	
459	りん酸トリステル(2-クロロエチル)	
460	りん酸トリトリル	
461	りん酸トリフェニル	
462	りん酸トリブチル	
468	4-アリル-1,2-ジメトキシベンゼン	
477	4,4'-オキシビスベンゼン=スルホニルヒドラジド	
490	2-[4-(2,4-ジクロロ-メタトルオイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェン	ペンソフェナップ
498	1,3-ジクロロ-2-プロパノール	
507	1,2-ジプロモエタン	二臭化エチレン又はEDB
511	ジベンジルエーテル	
522	1,1,2,2-テトラクロロエタン	四塩化アセチレン
528	トリプロモメタン	プロモホルム
530	ナトリウム=1,1'-ビフェニル-2-オラート	
557	メチル=ベンゾイミダゾール-2-イルカルバマート	カルベンダジム
562	りん酸ジブチル=フェニル	
563	亜鉛=ビス(2-メチルプロパ-2-エノアト)	
564	アクリル酸2-エチルヘキシル	
565	アクリル酸重合体	
566	アジピン酸、(N-(2-アミノエチル)エタン-1,2-ジアミン又はN,N'-ビス(2-アミノエチル)エタン-1,2-ジアミン)と2-(クロロメチル)オキシランの重合体	
567	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	
568	アセチルアセトン	
569	1-アセチル-2,3,4-テトラヒドロ-3-[(3-ピリジリルメチル)アミ]-6-[1,2,2,2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]キナゾリン-2-オン	ピリフルキナゾン
570	オルト-アミノフェノール	
571	3-アリルオキシ-1,2-ベンゾイソチアゾール-1,1-ジオキシド	プロベナゾール
572	アリル=ヘキサノアト	
573	アリル=ヘプタノアト	
574	[(3-アルカンアミドプロピル)(ジメチル)アンモニオ]アセト(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8,10,12,14,16又は18のもの及びその混合物に限る。)及び(Z)-[3-(オクタデカ-9-エンアミド)プロピル](ジメチル)アンモニオ]アセト並びにこれらの混合物	
575	(3-アルカンアミドプロピル)(メチル)[2-(アルカノイルオキシ)エチル]アンモニウム=クロリド(アルカン及びアルカノイルの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカン及び当該アルカノイルのそれぞれの炭素数が14,16又は18のもの及びその混合物に限る。)	
576	アルカン-1-アミン(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8,10,12,14,16又は18のもの及びその混合物に限る。),(Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミン及び(9Z,12Z)-オクタデカ-9,12-ジエン-1-アミン並びにこれらの混合物	
577	アルカン-1-アミン(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8,10,12,14,16又は18のもの及びその混合物に限る。)(Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミンのオキシラン重付加物、(Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミンのオキシラン重付加物及び(9Z,12Z)-オクタデカ-9,12-ジエン-1-アミンのオキシラン重付加物の混合物	
578	アルファーアルキル-オメガ-ヒドロキシポリ(オキシエタン-1,2-ジイル)(アルキル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。)及びアルファーアルケニル-オメガ-ヒドロキシポリ(オキシエタン-1,2-ジイル)(アルケニル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。)並びにこれらの混合物	
579	アルファーアルキル-オメガ-ヒドロキシポリ(オキシエタン-1,2-ジイル/オキシ(メチルエタン-1,2-ジイル))(アルキル基の構造が分枝であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が9から11までのものの混合物(当該アルキル基の炭素数が10のものを主成分とするものに限る。))に限る。	
580	アルファーアルキル-オメガ-ヒドロキシポリ(オキシエチレン)(アルキル基の炭素数が9から11までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。)	
581	アルキル(ベンジル)(ジメチル)アンモニウムの塩(アルキル基の炭素数が12から16までのもの及びその混合物に限る。)	
582	アルミニウム=トリス(エチル=ホスホナート)	ホセチル又はホセチルアルミニウム
583	安息香酸ベンジル	
584	アントラセン-9,10-ジオン	アントラキノン
585	アルファー(イソシアナトベンジル)-オメガ-(イソシアナトフェニル)ポリ[[イソシアナトフェニル]メチレン]	
586	イソプロピル=3-クロロカルバニラート	クロプロロファミン又はIPC
587	3-(4-イソプロピルフェニル)-2-メチルプロパノール	

【第一種指定化学物質】管理番号欄の●印は特定第一種指定化学物質を示します。

管理番号	物質名	別名
588	4-イソプロピル-3-メチルフェノール	
589	1, 1'-イミダジウムタメチレンジグアニジン=トリアセター	イミノクタン酢酸塩
590	エチレンジホスホリン	
591	エチルシクロヘキサジ	
592	5-エチル-5, 8-ジヒドロ-8-オキソ-[1, 3]ジオキサソロ[4, 5-g]キノリン-7-カルボン酸	オキソリニック酸
593	N-エチル-N, N-ジメチルテトラデカン-1-アミノウムの塩	
594	エチレンジグリコールモノブチルエーテル	ブチルセロソルブ
595	エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩	
596	(4-エトキシフェニル)[3-(4-フルオロ-3-フェノキシフェニル)プロピル]ジメチルシラン	シラフルオフェン
597	塩化直鎖パラフィン(炭素数が14から17までのもの及びその混合物に限る。)	
598	塩素酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩	
599	オキサシクロヘキサデカン-2-オン	
600	オクタプロモジフェニルエーテル	
601	オクタメチルシクロテトラシロキサン	
602	過塩素酸並びにそのアンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩、マグネシウム塩及びリチウム塩	
603	過酢酸	
604	カリウム=ジエチルジチオカルバマート	
605	グリホサート並びにそのアンモニウム塩、イソプロピルアミン塩、カリウム塩及びナトリウム塩	
606	1-(2-クロロイミダゾ[1, 2-a]ピリジン-3-イルスルホニル)-3-(4, 6-ジメチルピリミジン-2-イル)尿素	イマゾスルフロ
607	2-クロロ-2'-エチル-N-[(1S)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリド及び2-クロロ-2'-エチル-N-[(1R)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリドの混合物(2-クロロ-2'-エチル-N-[(1S)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリドの含有率が80重量パーセント以上のものに限る。)	S-メトラクロー
608	3-(4-クロロ-5-シクロペンチルオキシ-2-フルオロフェニル)-5-イソプロピルピリデン-1, 3-オキサゾリジン-2, 4-ジオン	ペンタキサゾン
609	5-クロロ-2-(2, 4-ジクロロフェニル)フェノール	トリクロサン
610	(RS)-5-クロロ-N-(1, 3-ジヒドロ-1, 1, 3-トリメチルイソベンゾフラン-4-イル)-1, 3-ジメチル-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド	フラマトピル
611	3'-クロロ-4, 4'-ジメチル-1, 2, 3-チアジアゾール-5-カルボキサミド	チアジニル
612	(RS)-2-クロロ-N-(2, 4-ジメチル-3-チエニル)-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)アセトアミド	ジメチナミド
613	(S)-2-クロロ-N-(2, 4-ジメチル-3-チエニル)-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)アセトアミド	ジメチナミドP
614	3-クロロ-N-(4, 6-ジメチルピリミジン-2-イルカルバモイル)-1-メチル-4-(5-メチル-5, 6-ジヒドロ-1, 4, 2-ジオキサジン-3-イル)ピラゾール-5-スルホナミド	メタソスルフロ
615	3-(2-クロロ-1, 3-チアゾール-5-イルメチル)-5-メチル-N-ニトロ-1, 3, 5-オキサジアジオン-4-イミン	チアメトキサム
616	(E)-1-(2-クロロ-1, 3-チアゾール-5-イルメチル)-3-メチル-2-ニトログアニジン	クロチアニジン
617	トランス-N-(6-クロロ-3-ピリジメチル)-N'-シアノ-N-メチルアセトアミジン	アセタミプリド
618	1-(6-クロロ-3-ピリジメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン	イミダクロプリド
619	3-(6-クロロピリジン-3-イルメチル)-1, 3-チアゾリジン-2-イリデンシアナミド	チアクロプリド
620	2-[2-クロロ-4-メチル-3-[(テトラヒドロフラン-2-イルメトキシ)メチル]ベンゾイル]シクロヘキサジ-1, 3-ジオン	テフルトリオン
621	3-(2-クロロ-4-メチルベンゾイル)-4-フェニルメチルフェニルピリジン[3, 2, 1]オクタ-3-エン-2-オン	ベンゾピシクロ
622	(E)-N-[2-クロロ-5-[1-(6-メチルピリジン-2-イルメトキシイミノ)エチル]ベンジル]カルバミン酸メチル	ピリベンカルブ
623	酢酸ヘキシル	
624	サリチル酸メチル	
625	ジイソプロピルナフタレン	
626	ジエタノールアミン	
627	ジエチレンジグリコールモノブチルエーテル	
628	1, 4-ジオキサシクロヘプタデカン-5, 17-ジオン	
629	シクロヘキサジ	
630	シクロヘキシリデン(フェニル)アセトニトリル	
631	シクロヘキセン	
632	1, 2-ジクロロエチレン	
633	4, 5-ジクロロ-2-オクタリソチアゾール-3(2H)-オン	
634	3, 4-ジクロロ-2'-シアノ-1, 2-チアゾール-5-カルボキサミド	イソチアニル
635	2', 4'-ジクロロ-アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-4'-ニトロ-メタ-トルエンスルホニアリド	フルスルファミド
636	O-(2, 6-ジクロロ-パラ-トリル)O, O-ジメチル=ホスホロチオアート	トルクロホスメチル
637	1-(2, 4-ジクロロフェニル)-N-(2, 4-ジフルオロフェニル)-N-イソプロピル-5-オキソ-4, 5-ジヒドロ-1H-1, 2, 4-トリアゾール-4-カルボキサミド	イブフェンカルバジ
638	N-(3, 5-ジクロロフェニル)-1, 2-ジメチルシクロプロパン-1, 2-ジカルボキサミド	プロシミドン
639	2, 3-ジクロロ-N-4-フルオロフェニルマレイミド	フルオルイミド

管理番号	物質名	別名
640	2-(2, 4-ジクロロ-3-メチルフェノキシ)プロピオンアリド	クロメブロップ
641	(3R, 4S, 5S, 6R, 7R, 9R, 11R, 12R, 13S, 14R)-4-[(2, 6-ジテオキシ-3-C-メチル-3-O-メチル-アルファ-L-リボ-ヘキソピラノシル)オキシ]-14-エチル-12, 13-ジヒドロキシ-7-メトキシ-3, 5, 7, 9, 11, 13-ヘキサメチル-6-[[3, 4, 6-トリテオキシ-3-(ジメチルアミノ)-ペーター-D-キシロ-ヘキソピラノシル]オキシ]オキサシクロテトラデカン-2, 10-ジオン	クラリスロマイシン
642	ジデシル(ジメチル)アンモニウムの塩	
643	四ナトリウム=5, 8-ビス(カルボジチオアト)-2, 5, 8, 11, 14-ペンタアザペンタデカビス(ジチオアト)	
644	5, 5-ジフェニル-2, 4-イミダゾリジンジオン	
645	4-(2, 2-ジフルオロ-1, 3-ペンゾジオキソール-4-イル)-1H-ピロロール-3-カルボニトリル	フルジオキソニル
646	N, N-ジプロピルチオカルバミン酸=S-ベンジル	プロスルホカルブ
647	2', 6'-ジプロモ-2-メチル-4'-トリフルオロメトキシ-4-トリフルオロメチル-1, 3-チアゾール-5-カルボキサミド	チルザミド
648	(4S, 4aR, 5S, 5aR, 6S, 12aS)-4-(ジメチルアミノ)-3, 5, 6, 10, 12, 12a-ヘキサヒドロキシ-6-メチル-1, 11-ジオキソ-1, 4, 4a, 5, 5a, 6, 11, 12a-オクタヒドロテラセ-2-カルボキサミド	オキシテトラサイクリン
649	3-(3, 3-ジメチルウレイド)フェニル=ターシャリ-ブチルカルバマート	カルブチレート
650	(2E)-3, 7-ジメチルオクタ-2, 6-ジエニル=アセター	酢酸ゲラニル
651	N, N-ジメチルオクタデシルアミン	
652	3, 7-ジメチルオクタ-3-オール	
653	ジメチル(1-フェニルエチル)ベンゼン	
654	3, 3-ジメチルブタン酸=3-メチル-2-オキソ-1-オキサスピロ[4, 4]ノナ-3-エン-4-イル	スピロメシフェン
655	(RS)-N-[2-(1, 3-ジメチルブチル)-3-チエニル]-1-メチル-3-(トリフルオロメチル)-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド	ベンチオピラド
656	2'-[(RS)-1, 3-ジメチルブチル]-5-フルオロ-1, 3-ジメチルピラゾール-4-カルボキサミド	ペンフルフェン
657	2, 2-ジメチルプロパン酸=(E)-2-(4-ターシャリ-ブチルフェニル)-2-シアノ-1-(1, 3, 4-トリメチルピラゾール-5-イル)ピニル	シエノピラフェン
658	N-(1, 2-ジメチルプロピル)-N-エチルチオカルバミン酸S-ベンジル	エスプロカルブ
659	2, 2-ジメチル-3-メチリデンピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン	カンフェン
660	N'-[1, 1-ジメチル-2-(メチルスルホニル)エチル]-3-ヨード-N-[2-メチル-4-[1, 2, 2, 2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]フェニル]フタルアミド	フルベンジアミド
661	1, 2-ジメチルシエタン	
662	アルファー(4, 6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイル)メチル-オルト-トルイル酸メチル	ペンスルフロメチル
663	(RS)-7-(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イルチオ)-3-メチル-2-ベンゾフラン-1(3H)-オン	ピリフタリド
664	有機スズ化合物(ビス(トリブチルスズ)=オキシを除く。)	
665	セリウム及びその化合物	
666	タリウム及びその化合物	
667	炭化けい素	
668	炭酸リチウム	
669	チオシアニ酸銅(I)	
670	チオリン酸O-4-シアノフェニル-O, O-ジメチル	シアノホス又はCYAP
671	1, 1'-[(1R, 2R, 3S, 4R, 5R, 6S)-4-[[5-テオキシ-2-O-2-メチル-2-(メチルアミノ)-アルファ-L-グルコピラノシル]-3-C-ホルミル-アルファ-L-リキソフラノシル]オキシ]-2, 5, 6-トリヒドロキシシクロヘキサジ-1, 3-ジイル]ジグアニジン	ストレプトマイシン
672	(2R, 3aS, 5aR, 5bS, 9S, 13S, 14R, 16aS, 16bR)-2-[[6-テオキシ-2, 3, 4-トリ-O-メチル-アルファ-L-マンノピラノシル]オキシ]-13-[[4-(ジメチルアミノ)-2, 3, 4, 6-テトラテオキシ-ペーター-D-エリトロ-ヘキソピラノシル]オキシ]-9-エチル-14-メチル-2, 3, 3a, 5a, 5b, 6, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16a, 16b-テトラデカヒドロ-1H-as-インダゼン[3, 2-d]オキサシクロデシン-7, 15-ジオン(別名スピノシンA)及び(2S, 3aR, 5aS, 5bS, 9S, 13S, 14R, 16aS, 16bS)-2-[[6-テオキシ-2, 3, 4-トリ-O-メチル-アルファ-L-マンノピラノシル]オキシ]-13-[[4-(ジメチルアミノ)-2, 3, 4, 6-テトラテオキシ-ペーター-D-エリトロ-ヘキソピラノシル]オキシ]-9-エチル-4, 14-ジメチル-2, 3, 3a, 5a, 5b, 6, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16a, 16b-テトラデカヒドロ-1H-as-インダゼン[3, 2-d]オキサシクロデシン-7, 15-ジオン(別名スピノシンD)の混合物	スピノサド
673	デカナール	デシルアルデヒド
674	テトラヒドロフラン	
675	テトラフルオロエチレン	
676	2, 2, 3, 3-テトラフルオロプロピオン酸ナトリウム	テトラピオン又はフルプロバネートナトリウム塩
677	テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド	
678	1-[(1R, 2R, 5S, 7R)-2, 6, 6, 8-テトラメチルトリシクロ[5, 3, 1, 0(1, 5)]ウンデカ-8-エン-9-イル]エタノ	
679	テルル及びその化合物	

【第一種指定化学物質】管理番号欄の●印は特定第一種指定化学物質を示します。

管理番号	物質名	別名
680	ドデカン-1-チオール	
681	2-(N-ドデシル-N,N-ジメチルアンモニオ)アセテート	
682	1,3,5-トリアジン-2,4,6-トリアミン	メラミン
683	トリソプロパノールアミン	
684	トリオクチルアミン	
685	N-(トリクロロメチルチオ)-1,2,3,6-テトラヒドロフタリミド	キャブタン
686	トリシクロ[5.2.1.0(2,6)]デカ-4-エン-3-イル=プロピオナート	
687	トリメチルアミン	
688	トリメチル(オクタデシル)アンモニウムの塩	
689	(E)-4-(2,6,6-トリメチルシクロヘキサ-1-エン-1-イル)プター-3-エン-2-オン	
690	N,N,N-トリメチルドデカン-1-アミノウムの塩	
691	トリメチルベンゼン	
692	2,4,4-トリメチルペンター-1-エン及び2,4,4-トリメチルペンター-2-エンの混合物	
693	トリメトキシ-[3-(オキシラン-2-イルメトキシ)プロピル]シラン	
694	ナトリウム=アルケンスルホナート(アルケンの炭素数が14から16までのもの及びその混合物に限る。)及びナトリウム=ヒドロキシアルカンスルホナート(アルカンの炭素数が14から16までのもの及びその混合物に限る。)並びにこれらの混合物	
695	ナトリウム=1-オキソ-1ラムダ(5)-ビリジジン-2-チオラート	
696	ナトリウム=(ドデカノイルオキシ)ベンゼンスルホナート	
● 697	鉛及びその化合物	
698	ニトリロ三酢酸及びそのナトリウム塩	
699	パラホルムアルデヒド	
700	ビス(アルキル)(ジメチル)アンモニウムの塩(アルキル基の構造が直鎖であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が12,14,16,18又は20のもの及びその混合物に限る。)	
701	2,4-ビス(イソプロピルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン	プロメトリン
702	ビス(2-エチルヘキシル)=(Z)-プター-2-エンジオラート	
703	ビス(2-スルフィドビリジジン-1-オラト)銅	
704	(T-4)-ビス[2-(チオキソ-カッパS)-ビリジジン-1(2H)-オラト-カッパO]亜鉛(II)	
705	ビス(2,2,6,6-テトラメチル-4-ペリジル)=セバケート	
● 706	ビス(トリブチルスズ)=オキシド	
707	N,N-ビス(2-ヒドロキシエチル)アルカンアミド(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8,10,12,14,16又は18のもの及びその混合物に限る。)(Z)-N,N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9-エンアミド及び(9Z,12Z)-N,N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9,12-ジエンアミド並びにこれらの混合物	
708	(1-ヒドロキシエタン-1,1-ジイル)ジホスホン酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩	
709	ビベロナール	ヘリオトロピン
710	フタル酸ジオクチル	
711	2-ターシャリーブチルアミノ-4-シクロプロピルアミノ-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン	
712	ターシャリーブチル=2-エチルベルオキシヘキサノアト	
713	2-ターシャリーブチルシクロヘキシル=アセテート	
714	4-ターシャリーブチルシクロヘキシル=アセテート	
715	1-(5-ターシャリーブチル-1,3,4-チアジアゾール-2-イル)-1,3-ジメチル尿素	テブチウロン
716	2-(4-ターシャリーブチルフェニル)-2-シアノ-3-オキソ-3-(2-トリフルオロメチルフェニル)プロパン酸=2-メトキシエチル	シフルメトフェン
717	3-(4-ターシャリーブチルフェニル)プロパナール	
718	3-(4-ターシャリーブチルフェニル)-2-メチルプロパナール	
719	2-ターシャリーブチルフェノール	
720	2-ターシャリーブチルキエタノール	
721	フルフラール	
722	4-プロモ-2-(4-クロロフェニル)-1-エトキシメチル-5-(トリフルオロメチル)ピロール-3-カルボニトリル	クロルフェナビル
723	3-プロモ-N-[4-クロロ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)フェニル]-1-(3-クロロビリジジン-2-イル)-1H-ピラゾール-5-カルボキサミド	クロラントラニプリロール
724	3-(3-プロモ-6-フルオロ-2-メチルインドール-1-イル)スルホニル)-N,N-ジメチル-1,2,4-トリアゾール-1-スルホニルアミド	アミスルプロム
725	ヘキサヒドロ-1,3,5-トリス(2-ヒドロキシエチル)-1,3,5-トリアジン	
726	4,6,6,7,8,8-ヘキサメチル-1,3,4,6,7,8-ヘキサヒドロシクロペンタ[ <i>g</i> ]イソクroman	
727	ヘキサジヒドラジド	
728	ヘキシル=2-ヒドロキシベンゾアト	
729	1-ヘキセン	
730	1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-2,3-エポキシ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン	ヘプタクロルエポキシド
731	ヘプタン	
732	5-ヘプチルオキシラン-2-オン	
733	ペルフルオロオクタノ酸及びその塩	PFOA及びその塩
734	2-ベンジリデンオクタナール	

管理番号	物質名	別名
735	3-(1,3-ベンゾジオキソゾール-5-イル)-2-メチルプロパナール	
736	無水酢酸	
737	メチルイソブチルケトン	
738	メチル=2-(3-オキソ-2-ベンチルシクロペンチル)アセテート	
739	2-[メチル-[(Z)-オクタデカ-9-エノイル]アミノ]酢酸	オレオイルザルコシン
740	N-メチルジチオカルバミン酸ナトリウム	メタムナトリウム塩
741	N-メチルジデカン-1-イルアミン	
742	2-メチルチオ-4-エチルアミノ-6-(1,2-ジメチルプロピルアミノ)-s-トリアジン	ジメタメトリン
743	メチル=ドデカノアト	
744	(E)-3-メチル-4-(2,6,6-トリメチルシクロヘキサ-2-エン-1-1-イル)プター-3-エン-2-オン	
745	(RS)-1-メチル-2-ニトロ-3-(テトラヒドロ-3-フリルメチル)グアニジン	ジノテフラン
746	N-メチル-2-ピロリドン	
747	2-メチルプロパン-2-チオール	
748	3-メチルペンター-3-エン-2-オンと3-メチリデン-7-メチルオクタ-1,6-ジエンの反応生成物であって、1-(2,3,8,8-テトラメチル-1,2,3,4,5,6,7,8-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタン、1-(2,3,8,8-テトラメチル-1,2,3,4,6,7,8,8a-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタン及び1-(2,3,8,8-テトラメチル-1,2,3,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタンの混合物を80重量パーセント以上含有するもの	
749	3-メトキシアニリン	
750	(E)-2-メトキシイミノ-N-メチル-2-(2-フェノキシフェニル)アセトアミド	メトミノストロピン
751	2-(2-メトキシエトキシ)エタノール	
752	1-メトキシ-2-(2-メトキシエトキシ)エタン	
753	硫化(2,4,4-トリメチルペンテン)	
754	硫酸ジメチル	

【第二種指定化学物質】

管理番号	物質名	別名
6	アクリル酸2-ヒドロキシエチル	
19	1-アミノ-9, 10-アントラキノン	
42	2-イミダゾリジンチオン	
43	1, 1'-[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン	イミノクタジン
67	2, 3-エポキシ-1-プロパノール	
70	エマメクチン安息香酸塩	エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物
109	オルト-クロロトルエン	
110	パラ-クロロトルエン	
114	(RS)-2-[2-(3-クロロフェニル)-2, 3-エポキシプロピル]-2-エチルインダノール-1, 3-ジオン	インダノファン
116	(4RS, 5RS)-5-(4-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1, 3-チアゾリジン-3-カルボキサミド	ヘキシチアゾクス
118	2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサニトリル	マイクロバタニル
119	(RS)-4-(4-クロロフェニル)-2-フェニル-2-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ピチロニトリル	フェンブコナゾール
131	3-クロロ-2-メチル-1-プロパン	
137	シアナミド	
138	(RS)-2-シアノ-N-[(R)-1-(2, 4-ジクロロフェニル)エチル]-3, 3-ジメチルブチラミド	ジクロシメット
139	(S)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=(1R, 3S)-2, 2-ジメチル-3-(1, 2, 2, 2-テトラプロモエチル)シクロプロパンカルボキサミド	トラロメトリン
140	(RS)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロパンカルボキサミド	フェンプロバトリン
155	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド	
170	(RS)-2-(2, 4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)プロピル=1, 1, 2, 2-テトラフルオロエチル=エーテル	テトラコナゾール
189	N, N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	
193	ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)	エチルチオモトン又はジスルホトン
204	ジフェニルエーテル	
205	1, 3-ジフェニルグアニジン	
216	N, N-ジメチルアニリン	
234	臭素	
235	臭素酸の水溶性塩	
253	チオリン酸O-4-プロモ-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル	プロフェノホス
276	3, 6, 9-トリアザウンデカン-1, 11-ジアミン	テトラエチレンペンタミン
278	トリエチレンテトラミン	
291	1, 3, 5-トリス(2, 3-エポキシプロピル)-1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6(1H, 3H, 5H)-トリオン	
294	2, 4, 6-トリプロモフェノール	
295	3, 5, 5-トリメチル-1-ヘキサノール	
301	トルエンジアミン	
306	ニアクリル酸ヘキサメチレン	
315	オルト-ニトロトルエン	
330	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)ペルオキシド	
334	4-ヒドロキシ安息香酸メチル	
338	2-ビニルピリジン	
352	フタル酸ジアリル	
353	フタル酸ジエチル	
359	ブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル	
364	ターシャリーブチル=4-[[[(1, 3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチリデン]アミノ]オキシ]メチル]ベンゾアート	フェンビロキシメット
366	ターシャリーブチル=ヒドロペルオキシド	
368	4-ターシャリーブチルフェノール	
370	2-ターシャリーブチル-5-(4-ターシャリーブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジノン	ピリダベン
371	N-(4-ターシャリーブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド	テブフェンピラド
372	N-(ターシャリーブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	
377	フラン	
414	無水マレイン酸	
417	メタクリル酸2, 3-エポキシプロピル	
419	メタクリル酸ブチル	
429	メチル=3-クロロ-5-(4, 6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキサミド	ハロスルフロメチル
432	3-メチル-1, 5-ジ(2, 4-キシルリル)-1, 3, 5-トリアザペンタ-1, 4-ジエン	アミラズ
434	メチル-N', N'-ジメチル-N-[(メチルカルバモイル)オキシ]-1-チオオキサムイミデート	オキサミル
440	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド	
452	2-メルカプトベンゾチアゾール	
476	1, 2-エポキシ-3-(トリルオキシ)プロパン	

管理番号	物質名	別名
479	(RS)-1-[3-クロロ-4-(1, 1, 2-トリフルオロ-2-トリフルオロメトキシエトキシ)フェニル]-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル)尿素	ハバルロン
482	酢酸ベンジル	
485	アルファ-シアノ-4-フルオロ-3-フェノキシベンジル=3-(2, 2-ジクロロビニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキサミド	シフルトリン
488	1-(3, 5-ジクロロ-2, 4-ジフルオロフェニル)-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル)尿素	テフルベンズロン
489	1, 3-ジクロロ-5, 5-ジメチルイミダゾリジン-2, 4-ジオン	
493	N-(2, 3-ジクロロ-4-ヒドロキシフェニル)-1-メチルシクロヘキサニルカルボキサミド	フェンヘキサミド
499	(RS)-1-[2, 5-ジクロロ-4-(1, 1, 2, 3, 3, 3-ヘキサフルオロプロポキシ)フェニル]-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル)尿素	ルフェスロン
501	ジナトリウム=4-アミノ-3-[4'-(2, 4-ジアミノフェニルアゾ)-1, 1'-ビフェニル-4-イルアゾ]-5-ヒドロキシ-6-フェニルアゾ-2, 7-ナフタレンジスルホナート	Clダイレクトブラック38
553	6-メチル-1, 3-ジチオ[4, 5-b]キノキサリン-2-オン	
755	アクリル酸2-ヒドロキシプロピル	
756	2-アミノ-3-クロロ-1, 4-ナフトキノ	ACN
757	イソプロピルアンモニウム=(RS)-2-(4-イソプロピル-4-メチル-5-オキソ-2-イミダゾリジン-2-イル)ニコチナート	イマザピル又はイマザピルイソプロピルアミン塩
758	エチルメチルケトンペルオキシド	
759	6-エトキシ-1, 2-ジヒドロ-2, 2, 4-トリメチルキノリン	エトキシキン
760	塩化ベンゾイル	
761	オクタン	
762	オクタノール-1-チオール	
763	(2-クロロエチル)トリメチルアンモニウム=クロリド	
764	クロロシクロヘキサン	
765	1-[4-(2-クロロ-4-(トリフルオロメチル)フェノキシ)-2-フルオロフェニル]-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル)尿素	フルフェノクスロン
766	(E)-N-[(6-クロロ-3-ピリジニル)メチル]-N-エチル-N'-メチル-2-ニトロエテン-1, 1-ジアミン	ニテンピラム
767	N-(4-クロロフェニル)-1-シクロヘキセン-1, 2-ジカルボキサミド	クロルファタリム
768	1-(4-クロロフェニル)-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル)尿素	ジフルベンズロン
769	4-[3-(4-クロロフェニル)-3-(3, 4-ジメトキシフェニル)アクリロイル]モルホリン	ジメトモルフ
770	4-クロロフェニル=2, 4, 5-トリクロロフェニル=スルホ	テトラジホン
771	[2-[3-(4-クロロフェニル)プロピル]-2, 4, 4-トリメチル-1, 3-オキサゾリジン-3-イル](1H-イミダゾール-1-イル)メタン	
772	3-クロロ-1, 2-プロパンジオール	
773	(5-クロロ-2-メトキシ-4-メチルピリジン-3-イル)(2, 3, 4-トリメトキシ-6-メチルフェニル)メタン	ビリオフェン
774	(RS)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=N-(2-クロロ-アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-パラ-トリル)-D-バリナート	フルバリネート
775	アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=3-(2, 2-ジクロロビニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキサミド	シベルメトリン
776	1-[2-(シクロプロピルカルボニル)アニリノスルホニル]-3-(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イル)尿素	シクロスルファミロン
777	4-シクロプロピル-6-メチル-N-フェニルピリミジン-2-アミン	シプロジニル
778	[3-(4, 5-ジヒドロイソオキサゾール-3-イル)-4-メチル-2-メチルフェニル](5-ヒドロキシ-1-メチルピラゾール-4-イル)メタン	
779	2', 4'-ジフルオロ-2-(3-トリフルオロメチルフェノキシ)ニコチンアニリド	
780	3, 7-ジメチルオクタ-1, 6-ジエン-3-イル=アセタート	酢酸リナリル
781	(E)-3, 7-ジメチルオクタ-2, 6-ジエン-1-オール	ゲラニオール
782	S, S'-ジメチル=2-ジフルオロメチル-4-イソブチル-6-トリフルオロメチルピリジン-3, 5-ジカルボキサミド	ジチオビル
783	N, N-ジメチルテトラデカン-1-アミン	
784	(RS)-N-[2-(3, 5-ジメチルフェノキシ)-1-メチルエチル]-6-(1-フルオロ-1-メチルエチル)-1, 3, 5-トリアジン-2, 4-ジアミン	トリアジフラム
785	2-ジメチルピタン酸=3-(2, 4-ジクロロフェニル)-2-オキソ-1-オキサスピロ[4, 5]デカ-3-エン-4-イル	スピロジクロフェン
786	デカヒドロナフタレン	
787	1, 3, 5-トリス[3-(ジメチルアミノ)プロピル]ヘキサヒドロ-1, 3, 5-トリアジン	
788	2, 4, 6-トリニトロトルエン	
789	(1R, 2R, 4R)-1, 7, 7-トリメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-イル=アセタート及び(1S, 2S, 4S)-1, 7, 7-トリメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-イル=アセタートの混合物	イソボルニル=アセタート
790	ニトロエタン	
791	ノナン	
792	2, 2-ビス(プロモメチル)プロパン-1, 3-ジオール	ジプロモネオペンチルグリコール
793	ビス(りん酸)三亜鉛	
794	4-ヒドロキシ安息香酸プロピル	パラオキシ安息香酸プロピル
795	2-ヒドロキシ安息香酸(Z)-3-ヘキサニル	
796	2-フェノキシエチル=イソブチレート	



## 【第二種指定化学物質】

管理番号	物質名	別名
797	フェノチアジン	
798	ブター-2-イン-1, 4-ジオール	
799	フタル酸ジイソブチル	
800	フタル酸ジトリデシル	
801	N-ブチル-N-エチル-アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-2, 6-ジニトロ-パラ-トルイジン	ベスロジン又はベンフルラリン
802	3-(5-ターシャリーブチル-1, 2-オキサゾール-3-イル)-1, 1-ジメチル尿素	イソウロン
803	N-ブチルカルバミド酸=3-ヨード-2-プロピニル	
804	3-ターシャリーブチル-5-クロロ-6-メチルウラシル	ターバシル
805	5-ターシャリーブチル-3-[2, 4-ジクロロ-5-(プロパー-2-イン-1-イルオキシ)フェニル]-1, 3, 4-オキサジアゾール-2(3H)-オン	オキサジアルギル
806	1-(4-ターシャリーブチル-2, 6-ジメチル-3, 5-ジニトロフェニル)エタノン	
807	1-ターシャリーブチル-1-(3, 5-ジメチルベンゾイル)-2-(3-メトキシ-2-メチルベンゾイル)ヒドラジン	メトキシフェンジド
808	4'-フルオロ-N-イソプロピル-2-(5-トリフルオロメチル-1, 3, 4-チアジアゾール-2-イルオキシ)アセトアニリド	フルフェナセット
809	5-プロパン-1-イル-6-(2, 5, 8-トリオキサドデカン-1-イル)-1, 3-ベンゾジオキソール	ピペロニルプトキシド
810	3-プロモ-1-(3-クロロピリジン-2-イル)-N-[4-シアノ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)フェニル]-1H-ピラゾール-5-カルボキサミド	シアントラニプロール
811	ヘキサフルオロプロペン	
812	ヘキサノ酸エチル	カブロン酸エチル
813	2-ベンジリデンヘプタナール	
814	ベンゼン-1, 2, 4, 5-テトラカルボン酸	
815	ホルムアミド	
816	2-(4-メチルシクロヘキサ-3-エン-1-イル)プロパン-2-イル=アセタート	酢酸テルピニル
817	4-メチル-2, 4-ジフェニルペンタ-1-エン	
818	2-メチル-N-[4-ニトロ-3-(トリフルオロメチル)フェニル]プロパンアミド	フルタミド
819	7-メチル-3-メチレンオクタ-1, 6-ジエン	ミルセン
820	2-メルカプトエタノール	
821	ラクトニトリル	
822	硫酸ジエチル	

### 【その他の特定化学物質】

号 番号	物質名	別名
1	アンモニア(アンモニア水を含む。)	
2	塩素	
3	クロルスルホン酸	
4	五塩化りん	
5	三塩化りん	
6	ジメチルアミノエタノール	
7	NN-ジメチルエチルアミン	
8	1,1-ジメチルguanジン	
9	テトラメチルエチレンジアミン	
10	二酸化硫黄(燃焼生成物を除く。)	
11	メタノール	
12	硫化水素	
13	硫酸(三酸化硫黄を含む。)	
14	りん化水素	ホスフィン

# 特定化学物質取扱量報告書チェックシート

報告書を提出する前に御活用ください。

## 様式第25号（第57条関係）

項目		内容	チェック欄
提出日		窓口に提出する日付（郵送の場合は投函する日付）を記入したか。	
宛先		宛先が「埼玉県知事」となっているか。 ただし、事業所が川越市、川口市、所沢市、越谷市に所在する場合は「〇〇市長」とすること。	
報告者	郵便番号	郵便番号を記入したか。（大口事業所等で取得した個別郵便番号は不可）	
	住所	本社の住所を記入したか。	
	氏名	法人名と代表者役職・氏名を記入したか。	
	代理人	代理人で報告した場合、役職を記入したか。	
事業者の名称		法人名（会社名等）を記入したか。	
	前回の報告における名称	前回の報告時における名称から変更があった場合、変更前の名称を記入したか。（変更がない場合は記入しない）	
事業所の名称		報告を行う工場、事業場などの名称を記入したか。 （事業者名である「株式会社〇〇〇〇」などの法人名は省略）	
	前回の報告における名称	前回の報告時における名称から変更があった場合、変更前の名称を記入したか。（変更がない場合は記入しない）	
事業所の所在地	郵便番号	郵便番号を記入したか。 （大口事業所等で取得した個別郵便番号は不可）	
	住所	報告を行う工場、事業場などの住所を記入したか。	
事業者が常時使用する従業員の数（全社）		会社全体の従業員数を記入したか。 （パート、アルバイト等の人数を含む）	
事業所において常時使用される従業員の数		報告を行う工場、事業場などの従業員数を記入したか。 （パート、アルバイト等の人数を含む）	
事業所において行われる事業が属する業種		業種名及び対応する業種コードを記入したか。 ただし、複数の事業を営む事業所の場合は、出荷額、売上額が最も多い種名及び業種コードを「うち主たるもの」の欄に記入すること。	
前年度の特定化学物質の取扱量		必要な別紙をすべて添付したか。	
条例規則第58条第1項の請求の有無		「無」に○を付したか。	
連絡先	担当部署	担当者が所属する部署を記入したか。 ただし、代表者などが担当者となっている場合は役職を記入すること。	
	担当者氏名	報告内容を把握している者を担当者として記入したか。	
	電話番号	担当部署の直通電話など、担当者に連絡をとることのできる電話番号か。	
	電子メールアドレス	担当者に連絡をとることのできるメールアドレスか。	
受理年月日		（この欄には記入しないでください）	

別紙

項目	内容	チェック欄	
整理番号	(この欄には記入しないでください)		
番号	報告する物質が複数の場合、「 <b>第一種指定化学物質</b> 」「 <b>第二種指定化学物質</b> 」「 <b>その他の特定化学物質</b> 」の区分の順に、さらに同一の区分では <b>管理番号等</b> が <b>小さい順</b> に、連続する番号を記入したか。		
特定化学物質の名称	<b>特定化学物質の名称</b> を記入したか。ただし、複数の名称がある場合は、 <b>別名</b> を記載したか。		
特定化学物質の区分	該当する区分の番号の欄に、 <b>管理番号等</b> を記入したか。		
取扱量内訳	把握 <p><b>特定化学物質の把握</b>に誤りはないか。            ※取り扱う製品で特定化学物質を含む製品のうち、下記に該当するものは対象外ですので除外します。</p> ① 特定化学物質の質量%が1%未満(ただし、特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%未満)の製品 ② 取扱いの過程で固体以外の状態にならず、かつ、粉状または粒状にならない製品(例:組立部品) ③ 特定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品(例:バッテリー) ④ 主として一般消費者の生活用の製品(例:家庭用殺虫剤) ⑤ 再生資源(例:有償物の金属くず)		
	計算	計算に間違いはないか。	
	物質	<b>取扱量500kg以上</b> の特定化学物質をすべて記入したか。 (取扱量500kg未満の特定化学物質の報告は不要)	
	単位	<b>単位</b> に間違いはないか(kgで記入する)。	
	有効数字	<b>有効数字2ケタ</b> (上から3ケタ目を四捨五入)で記入したか。	
	その他	空欄はないか(該当がない項目は「 <b>0.0</b> 」と記入)。	

(宛先)

埼玉県知事

報告者 氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあっては  
その代表者の氏名  
代理人  
(電話番号 )

埼玉県生活環境保全条例第 74 条第 2 項の規定により、特定化学物質の取扱量について、次のとおり報告します。

事業所	事業者の名称		
	前回の報告における名称		
	事業所の名称		
	前回の報告における名称		
	所在地		
事業者が常時使用する従業員の数 (全社)			
事業所において常時使用される従業員の数			
事業所において行われる事業が属する業種	業 種 名		業種コード
	うち主たるもの		
前年度の特 定 化 学 物 質 の 取 扱 量		別紙のとおり。	
この報告が埼玉県生活環境保全条例施行規則第 58 条第 1 項の請求に係るものであることの有無 (該当するものに○を付すこと。)		1 有 2 無	
連絡先	担 当 部 署		
	担 当 者 氏 名		
	電 話 番 号		
	電 子 メ ー ル ア ド レ ス		
※受理年月日	年 月 日	※整理番号	

- 備考
- 1 報告書は、事業所ごとに作成すること。
  - 2 「前回の報告における名称」の欄には、変更された場合に記載すること。
  - 3 「事業者が常時使用する従業員の数 (全社)」及び「事業所において常時使用される従業員の数」の欄には、前年 4 月 1 日現在 (前年度中に事業を開始した事業者にあっては、事業を開始した日) における人数を記載すること。
  - 4 「事業所において行われる事業が属する業種」の欄には、当該事業所における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、2 以上の業種に属する事業を行う事業所にあつては、次欄以降にその他の業種を記載すること。また、「業種コード」の欄には、業種に対応する日本標準産業分類における分類番号を記載すること。
  - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 6 報告書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

※整理番号	
-------	--

特定化学物質の名称及び取扱量

番 号			
特定化学物質の 名 称			
特定化学物質の 区 分  (該当する区分の 下に管理番号等を 記載すること。)	第一種指定化学物質	第一種指定化学物質	第一種指定化学物質
	第二種指定化学物質	第二種指定化学物質	第二種指定化学物質
	その他の特定化学物質	その他の特定化学物質	その他の特定化学物質
取 扱 量 (kg)			
内 訳	使 用 量 (kg)		
	製 造 量 (kg)		
	取 り 扱 う 量 (kg)		

- 備考 1 「取扱量」の欄には、「使用量」、「製造量」及び「取り扱う量」の合計を記載すること。
- 2 「使用量」の欄には、事業所において事業活動に伴い使用した量を記載すること。当該年度期首在庫量に当該年度の購入量を加算し、当該年度期末在庫量を差し引いて求めること。
- 3 「製造量」の欄には、当該年度に事業所において製造した量（副生成物も含む。）を記載すること。
- 4 「取り扱う量」の欄には、入荷した特定化学物質等を自ら使用しないで、事業所において取り扱う量（例：石油卸売業、燃料小売業等において、卸売り、小売り等をするために事業所内で貯蔵所、容器等に移し替える量）を記載すること。当該年度期首在庫量に当該年度の購入量を加算し、当該年度期末在庫量を差し引いて求めること。
- 5 別紙が2枚以上になる場合には、「番号」の欄の番号を通し番号とすること。
- 6 特定化学物質の管理番号等は、「特定化学物質取扱量報告書記入要領」を参照すること。
- 7 ※印の欄には、記載しないこと。

## 生活環境保全条例(特定化学物質適正管理)のホームページ

埼玉県環境部大気環境課(規制・化学物質担当)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/joreikagaku/gaiyou.html>

埼玉県環境部

大気環境課 規制・化学物質担当

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-2986 (ダイヤルイン)

FAX 048-830-4772